

文教教第230号

平成9年11月26日

各都道府県知事

各都道府県・指定都市教育委員会

各国公私立大学長

各国立短期大学部学長 殿

各指定教員養成機関の長

国立久里浜養護学校長

国立特殊教育総合研究所長

文部事務次官

佐藤禎一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法  
の特例等に関する法律等の施行について（通達）

去る6月18日、別添の通り、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「法」という。）が公布され、平成10年4月1日から施行されることとなりました。

また、これに伴い、11月26日には、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号。以下「省令」という。）が公布（平成10年4月1日施行）されるとともに、省令第2条第10号に該当する施設に係る文部大臣の指定が告示されました（平成9年文部省告示第187号。以下「告示」という。）。

法、省令及び告示の制定趣旨、内容等は下記の通りですので、各位におかれでは、事務処理上遺憾のないように願います。

なお、各都道府県知事及び各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、貴管下の関係機関等に対して、下記の内容を周知されるように願います。

## 記

### 1 制定趣旨等

今回の法の制定趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等の体験」という。）を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものであること。（法第1条関係）

また、省令は、法第2条第1項等の規定に基づき介護等の体験につき必要な内容等を定めるものであり、告示は、省令第2条第10号の規定により文部大臣が認めることとされた施設の指定を行うものであること。

### 2 内容

#### (1) 教育職員免許法の特例としての介護等の体験の義務付け

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与するための要件として、教育職員免許法第5条第1項に規定する要件に加え、当分の間、介護等の体験を要件とすること。

（法第2条第1項関係）

#### (2) 介護等の体験の内容

介護等の体験とは、18歳に達した後、7日間を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるもの（以下「受入施設」という。）において行われる介護等の体験を指すものであること。（法第2条第1項関係）

##### ① 介護等の体験の期間

教員免許状の取得要件としての介護等の体験の期間は、7日間とすること。（省令第1条関係）

##### ② 介護等の体験の実施施設

ア. 法第2条において社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して

定めることとされている受入施設は、次に掲げるものとすること。（省令第2条関係）

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場
- 四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設
- 六 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設
- 七 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- 八 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設
- 九 老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設
- 十 前9号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設

イ. 省令第2条第10号の「文部大臣が認める施設」は、次に掲げるものとすること。（文部大臣告示関係）

- 一 児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- 二 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- 三 精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を

提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

四 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18号第1項第2号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、

身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設

五 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの（軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。）

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する事業を行う施設（いわゆる被爆者（一般）養護ホーム及び原爆被爆者特別養護ホーム）

七 児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所等

#### (3) 介護等の体験に関し必要な事項

法第2条第2項は「介護等の体験に関し必要な事項」は文部省令で定めることとしており、省令において、教員免許状の授与申請に当たっては介護等の体験に関する証明書を提出すること等が定められていること。（省令第4条関係）

#### (4) 介護等の体験を要しない者

介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものは、介護等の体験を要しないこと。（法第2条第3項関係）

① 介護等に関する専門的知識及び技術を有するとして文部省令で定める者は、次に掲げるものであること。（省令第3条第1項関係）

- 一 保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健婦の免許を受けている者又は同法第59条の2において準用する同法第7条の規定により保健士の免許を受けている者
- 二 保健婦助産婦看護婦法第7条の規定により助産婦の免許を受けている者
- 三 保健婦助産婦看護婦法第7条の規定により看護婦の免許を受けている者又は同法第60条第1項において準用する同法第7条の規定により看護士の免許を受けている者

- 四 保健婦助産婦看護婦法第8条の規定により准看護婦の免許を受けている者又は同法第60条第1項において準用する同法第8条の規定により准看護士の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- ② 身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定める者は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されているものとすること。（省令第3条第2項関係）

#### (5) 関係者の責務

- ① 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようするために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。（法第3条第1項関係）
- ② 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力をを行うよう努めるものとすること。（法第3条第2項関係）
- ③ 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとすること。（法第3条第3項関係）

#### (6) 教員の採用時における介護等の体験の勘案

小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考にあたっては、この法の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとすること。（法第4条関係）

#### (7) 施行期日等

- ① 法及び省令は平成10年4月1日から施行すること。（法附則第1項、省令附則関係）
- ② この法律の施行の日（平成10年4月1日）前に大学又は文部大臣の指定する指定教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、法第2条第1項の規定は適用しないこと。（法附則第2項関係）

### 3 留意事項

#### (1) 介護等の体験の内容等について

- ① 法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特殊教育諸学校において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護実習等は、介護等の体験として、介護等の体験の期間に算入し得ること。

- ② 1日当たりの介護等の体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等の体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとすること。
- ③ 介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと。

期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等の体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日な

どに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等の体験を行うことなども想定されること。

- ④ 告示第1号から第4号に規定する各施設は、主に下表別添通知の欄に掲げる通知に記された施設であることから、当該通知を参考にされたいこと。

告 示		別 添 通 知
一号	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第三項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	昭和47年8月23日児発第545号厚生省児童家庭局通知「心身障害児通園事業について」別紙（心身障害児通園事業実施要綱）に基づく心身障害児通園事業を行う施設
二号	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	平成2年12月28日社更第255号厚生省社会局長通知「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」別添2（身体障害者デイサービス事業実施要綱）に基づく身体障害者デイサービス事業を行う施設
三号	精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	平成3年9月30日児発832号厚生省児童家庭局長通知「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」別紙（在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱）に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行う在宅精神薄弱者デイサービスセンター
四号	高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第二号又は身体障害者福祉法第十八号第一項第二号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設
---

⑤ 法第2条第3項の規定により介護等の体験を要しないこととされた者についても、介護等の体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

## (2) 受入の調整等について

① 介護等の体験を行う学生の円滑な受入の確保については、とりわけ社会福祉協議会、社会福祉施設、都道府県教育委員会・社会福祉施設担当部局、指定都市教育委員会、特殊教育諸学校等の関係者に格段の協力を願いたいこと。

なお、そのための連絡協議の体制整備を文部省において検討中であるが、当面、必要に応じ、関係者の情報交換の機会の設定等を都道府県教育委員会にお願いしたこと。

② 学生の受入のための調整窓口に関しては、各都道府県ごとに、社会福祉施設等については各都道府県社会福祉協議会、都道府県立・指定都市立特殊教育諸学校については各都道府県・指定都市教育委員会に協力を願いたいこと。

③ 大学等においては、受入施設における介護等の体験を希望する学生の円滑な受入を促進するため、介護等の体験を希望する者の名簿の取りまとめ、大学等の所在地の社会福祉協議会や都道府県教育委員会等への一括受入依頼等について格段の協力を願いたいこと。その際、学生の介護等体験の時期について、最終学年等特定の時期に偏らないようにするなどの可能な調整を願いたいこと。

④ 首都圏、近畿圏等に所在する大学等については、近隣の受入施設に不足が生じることが予想されることから、とりわけ介護等の体験を希望する学生のうちこれらの地域以外に帰省先を有する者等については、可能な限り、長期休業期間を活用するなどして帰省先等での介護等の体験の実施促進に協力願いたいこと。この場合における、受入に関する相談は、当該帰省先等の都道府県社会福祉協議会及び都道府県教育委員会等に協力願いたいこと。

- ⑤ 大学等においては、介護等の体験に必要な事前指導の実施に格段の協力を願いたいこと。なお、文部省において、事前指導のための参考資料の作成等を予定していること。
- ⑥ 介護等体験希望者の受入に伴い、社会福祉施設における介護等の体験については、必要な経費の徴収等が行われることが予定されていること。なお、その他の施設等においても必要な経費の徴収等が行われる場合があること。  
これらのことについて、大学等は、混乱の生じること等がないよう、介護等の体験を希望する学生に周知されたいこと。

### (3) 施行期日その他について

- ① この制度は、主として平成10年4月の大学等の新入学生から適用されるものであるが、平成10年3月31日以前に大学等に在学した者であっても、卒業までの間に小学校又は中学校教諭の専修、1種若しくは2種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得なかつた者については、平成10年4月以降新たにこれら免許状を取得しようとする場合、介護等の体験を行うことが必要となること。  
このため、例えば、平成10年3月に大学を卒業したが卒業までに上記いずれの免許状取得のための所要資格をも得ておらず、平成10年4月以降大学に聴講生等として在学し免許状取得のための単位修得をするような場合については、介護等の体験を行うことが必要となること。
- ② 介護等の体験に伴い想定される事故等に対応した保険について、文部省において関係機関と調整中であること。その詳細については別途周知する予定であること。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する

法律（平成九年法律第九十号）

（趣旨）

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帶の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学

校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行つた者に限る。」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

#### （関係者の責務）

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力をを行うよう努めるも

のとする。

3 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのつとり、教員になろうとする者が行つた介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

○文部省令第四十号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成九年十一月二十六日

文部大臣 町村 信孝

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する

法律施行規則

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する

る法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部省令で定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場
- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び

五　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設  
及び精神薄弱者授産施設

六　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する精神薄弱者更生施設

七　老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）に規定する老人デイサービスセンタ

一、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

八　心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号に規定する福祉施設

九　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に規定する老人保健施設

十　前九号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者と

して文部省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一　保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により保健婦

の免許を受けている者又は同法第五十九条の二において準用する同法第七条の規定により保健士の免許を受けている者

二 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により助産婦の免許を受けている者

三 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けている者又は同法第六十条第一項において準用する同法第七条の規定により看護士の免許を受けている者

四 保健婦助産婦看護婦法第八条の規定により准看護婦の免許を受けている者又は同法第六十条第一項において準用する同法第八条の規定により准看護士の免許を受けている者

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九　社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者  
十　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免

許を受けている者

2　特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

第四条　小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条第六項に規定する授与権者に申請するにあたっては、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があつたときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

#### 附 則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

別記様式

証 明 書

本籍地

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印
年 月 日～年 月 日( 曜日)			

備考 1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「精神薄弱者の介護等」等の区分を記入すること。

○文部省告示第百八十七号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第二条第十号の規定により、同条第一号から第九号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設を、次のように指定する。

平成九年十一月二十六日

文部大臣 町村 信孝

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第三項に規定する児童デイサービス事業であつて、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第三項に規定する

身体障害者デイサービス事業であつて、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

三 精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、か

つ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であ

つて、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

- 四 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第二号又は身体障害者福祉法第十八条第一項第二号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であつて、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設
- 五 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの（軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。）
- 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条に規定する事業を行う施設
- 七 児童福祉法第二十七条第二項に規定する指定国立療養所等

## 另添

### ○心身障害児通園事業について

(昭和47年8月23日児発第545号 各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生省児童家庭局長通知)

心身障害児の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、在宅の心身障害児に対する福祉の充実を図るため、心身障害児通園事業を実施することとし、今般別紙のとおり「心身障害児通園事業実施要綱」を定め、昭和47年10月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

### （別紙）心身障害児通園事業実施要綱

#### 第1 目的

心身障害児通園事業（以下「通園事業」という。）は、市町村が通園の場を設けて障害者に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長することを目的とする。

#### 第2 実施主体

通園事業の実施主体は、市町村とする。

なお市町村は通園事業を適切に運営することのできる者に事業の経営を委託することができるものとする。

#### 第3 対象児童

通園事業の対象となる児童は、通園による指導になじむ障害のある幼児を原則とする。

#### 第4 利用人員

通園事業の利用人員は、概ね5名以上とする。

#### 第5 設備

通園事業を行うための設備については、障害の特性に応じ適切な指導を行うために必要な指導室、便所その他の必要な設備を設けるものとし、設備を設けるにあたっては障害児の保健衛生及び安全の確保に留意するものとする。

#### 第6 職員

通園事業には、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置するものとする。

#### 第7 実施方法等

- (1) 通園事業における指導は、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練を行うものとする。
- (2) 通園事業は、原則として日曜日及び国民の祝日を除き毎日行うものとし、通園の回数および指導時間は、それぞれの児童の障害の種類・程度等に応じて適切な指導が実施できるよう定めるものとする。
- (3) 利用の決定は、障害児の保護者の申請により行うものとする。

なお、対象児童の決定に当たっては、必要に応じ医師の意見をきくものとし、利用者の健康管理についても、医師の適切な指導を受け行うものとする。

#### 第8 関係機関等との連絡

- (1) 市町村長は、本事業の運営について児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉施設、児童委員、精神薄弱者相談員等と連絡を密にし、児童に対する指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。特に、「障害児（者）地域医療等支援事業について」（平成8年5月10日児発第25号）本職通知の別紙「障害児（者）地域医療等支援事業実施要綱」に基づく療育等支援施設事業を実施する関係施設との連携を密にし、障害児の療育の向上に努めるものとする。
- (2) 通園事業における指導の効果をたかめるため、常時保護者との連絡をはかり行うものとする。

#### 第9 費用の支弁

通園事業に要する費用は、市町村が支弁するものとする。

#### 第10 経費の補助

国は、別に定めるところにより補助するものとする。

### ○身体障害者居宅生活支援事業の実施等について

（平成2年12月28日 社更第255号 各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生省社会局長通知）

老人福祉法等の一部を改正する法律（平成2年法律第58号）の一部が平成3年1月1日から施行されることに伴い、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項第1号の措置（以下『身体障害者ホームヘルプサービス事業』という。），同項第2号の措置（以下「身体障害者デイサービス事業」という。）及び同項第3号の措置（以下「身体障害者短期入所事業」という。）の実施については、平成3年1月1日から下記によることとしたので、御了知の上、貴管下市町村（特別区を含む。以下同じ。），福祉事務所等に周知徹底を図るとともに、その実施につき遺漏なきよう指導されたい。

なお、これに伴い、昭和57年9月8日社更第156号本職通知「身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業について」，昭和55年9月26日社更第178号本職通知「「在宅障害者デイサービス事業」の実施について」及び昭和62年7月8日社更第166号本職通知「在宅重度身体障害者ショートステイ（短期保護）事業の実施について」は廃止する。

#### 記

#### 第1 基本的事項

身体障害者ホームヘルプサービス事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業（以下「居宅生活支援事業」という。）の実施に当たつては、次の基本的事項に留意しつつ、その推進を図ること。

##### 1 目的

居宅生活支援事業は、地域における身体障害者の日常生活を支援することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施するものであること。

## 2 広報等による周知徹底

市町村は、地域住民に対し、広報等により居宅生活支援事業の趣旨、内容、利用手続き等について周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めること。

## 3 対象者の把握

市町村は、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所等の協力を得て、居宅生活支援事業の対象となる身体障害者の把握に努めること。

## 4 適切かつ積極的な事業の実施

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たつては、その対象となる身体障害者の障害の状況、介護の状況等当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該身体障害者本人の意向を尊重しつつ、総合的な観点から1の目的を達成するために最も適切な事業及び便宜を選定（複数の事業を組み合わせる場合を含む。）するとともに、事業の積極的かつ効率的な実施に努めること。

## 5 関連施策との有機的連携及び総合的な事業の実施

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たつては、身体障害者更生援護施設への入所の措置等身体障害者の福祉に関する諸事業その他関連施設との有機的連携の確保を図るとともに、総合的な事業の実施に努めること。

## 6 関係機関との連携及び協力

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たつては、身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会等との連携及び協力の確保に努めること。

### 第2 身体障害者ホームヘルプサービス事業

身体障害者ホームヘルプサービス事業の運営については、別添1「身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱」によるものとすること。

### 第3 身体障害者デイサービス事業

身体障害者デイサービス事業の運営については、別添2「身体障害者デイサービス事業運営要綱」によるものとすること。

### 第4 身体障害者短期入所事業

身体障害者短期入所事業の運営については、別添3「身体障害者短期入所事業運営要綱」によるものとすること。

### （別添2）身体障害者デイサービス事業運営要綱

#### 1 目的

身体障害者デイサービス事業（以下「事業」という。）は、身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

（1） 事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(2) 事業のうち給食サービス並びに送迎サービスについては、他の事業と独立して、市町村が適當と認める民間事業者等に委託することができるものとする。この場合において市町村の長はその法人等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### 3 利用対象者

事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。

### 4 実施施設

事業は、身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービスセンターで実施することを原則とする。ただし、この事業が適切に実施されると認められる場合には、その他適當と認められる施設であっても差し支えないものとする。

### 5 事業の内容

事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

#### (1) 基本事業

##### ア 機能訓練

日常生活動作、歩行、家事訓練等

##### イ 社会適応訓練

会話、手話、点字、カナタイプ、生活マナー等

##### ウ 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

##### エ 介護方法の指導

家庭及びボランティア等に対する介護技術指導等

##### オ スポーツ、レクリエーション

在宅の身体障害者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等の事業

##### カ 健康指導

健康チェック、健康相談

#### (2) 創作的活動事業

手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等の技術援助及び作業

#### (3) 入浴サービス

一般浴、介護浴

#### (4) 給食サービス

食事の提供

#### (5) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

#### (6) 送迎サービス

車いす利用等のリフトバスによる送迎

### 6 事業の実施

#### (1) 事業の内容により、次の6類型により実施することとする。

なお、次にいう基本事業については、前記「5事業の内容」の(1)のア～カに掲げる6種目の中から2種目以上を選択して実施するものとする。また、創作的活動事

業については、普通型は週2日以上、重点型は週5日以上事業を実施するものとする。

ア 介護型

基本事業、創作的活動事業（普通型）、給食サービス、入浴サービス、介護サービス、送迎サービスを実施する。

イ 基本型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、給食サービス、入浴サービスを実施する。

ウ 入浴中心型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、入浴サービスを実施する。

エ 給食中心型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、給食サービスを実施する。

オ 作業中心型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）を実施する。

カ 小規模型

(1) 介護型

基本事業、創作的活動事業（普通型）、給食サービス、入浴サービス、介護サービス、送迎サービスを実施する。

(2) 基本型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、給食サービス又は入浴サービスを実施する。

(2) 送迎サービスは、利用者の利便を考慮し、リフトバスを設置して極力実施するよう努めるものとする。なお、介護型デイサービスを実施する場合は必須とする。

(3) 入浴サービス、給食サービスは、利用対象者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理について十分配慮して実施するものとする。

(4) 事業は、身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及び地域の実情等その置かれている環境に応じ、適切に実施するものとする。

## 7 事業の運営

(1) 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

(2) 事業の運営は、毎年度実施計画を策定して実施するものとする。

(3) 市町村は、事業の効果的推進を図るため障害者の代表、ボランティア、関係行政機関職員等で構成される「障害者自立生活センター運営委員会」を設置する等この事業の企画運営に障害者の意志を反映させる措置を講ずるものとする。

(4) リフトバスは、車いすのままで利用できる設備を有するものとする。

(5) リフトバスの設置及び運行に当たっては、重度障害者の安全な移動を確保するとともに、道路交通法、道路運送法等関係法規に抵触することのないよう十分留意するものとする。

## 8 利用定員等

事業の1日あたりの利用人員は、おおむね15人程度（小規模型は、5人以上）とす

る。ただし、介護型デイサービス（小規模型であって、利用人員が8人程度より少ない場合を除く。）を実施する場合には、1日あたりの利用人員のうち、身体障害者療養施設の入所要件に該当する者が5人以上（小規模型であって、利用人員が8人程度以上の場合には、3人以上）利用するものとする。

#### 9 職員等の配置

職員等の配置については、原則として次のとおりとする。

- (1) 事業の企画、運営に当たる指導員を置くものとする。
- (2) 基本事業の実施に当たっては、必要な職員を置くものとする。
- (3) 創作的活動事業の実施に当たっては必要な講師等の確保に努めるものとする。
- (4) 入浴サービス、給食サービス等を実施する場合は、必要な職員を置くものとする。

#### 10 利用料

事業の利用料は、無料又は低額な料金とする。ただし、入浴サービス、給食サービス等については原材料費等の実費を定め、利用者が負担するものとする。

#### 11 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、福祉事務所、身体障害者相談員、各種身体障害者団体等と連携を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。

なお、実施施設の構造及び設備については、昭和60年1月22日社更第6号本職通知「身体障害者福祉センターの設置及び運営について」によるものとする。

### ○在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について

（平成3年9月30日児発第832号　都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて　厚生省児童家庭局長通知）

精神薄弱者の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、精神薄弱者が家庭や地域で生活するための条件整備を一層進める必要があるため今般、別紙のとおり「在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱」を定めたので、管下市町村等に対し、周知願うとともに、本事業の円滑かつ適正な実施につき十分配慮されたい。

#### （別 紙）在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱

##### 1 目的

この事業は、地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを等を目的とする。

##### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。この場合、実施主体の長は、その社会福祉法人等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督を行うものと

する。

### 3 対象者

この事業の対象者は、原則として就労が困難な在宅の精神薄弱者又はその介護を行う者とする。

### 4 事業内容

事業内容はおおむね次のとおりとする。

#### (1) 基本事業

ア 文化的活動

スポーツ、手芸、陶芸、木工、地域活動等の技術援助及び作業

イ 機能訓練

日常生活動作、家事訓練等

ウ 社会適応訓練

会話、ワープロ、生活マナー等

エ 家族等に対する介護、生活援助方法の指導

オ その他

在宅の精神薄弱者の福祉の向上を図るために必要な事業

#### (2) 任意選択事業

ア 入浴サービス

イ 給食サービス

#### (3) 送迎サービス

### 5 事業の実施

この事業は、在宅精神薄弱者デイサービス事業において実施することとし、事業の内容により次の3類型とする。

#### (1) 基本型

基本事業及び地域の実情に応じ任意選択事業を実施する。

#### (2) 重介護型

重度精神薄弱者（常時介護が必要な精神薄弱者）を主眼とし、基本事業及び地域の実情に応じ任意選択事業を実施することに加えて送迎サービスを実施する。

#### (3) 小規模型

基本事業及び地域の実情に応じ任意選択事業を実施する。

### 6 利用人員

(1) 基本事業の1日当たりの標準利用人員は、おおむね15人以上（小規模型は、5人以上）とする。

(2) 任意選択事業の1日当たりの標準利用人員は、入浴サービスについては、おおむね5人以上、給食サービスについては、おおむね15人以上（小規模型は、5人以上）とする。

(3) 重介護型は、基本事業の1日当たりの標準利用人員のうち、重度精神薄弱者がおおむね10人以上とする。

### 7 事業の運営

(1) この事業は、地域の実情及び精神薄弱者の実態等に応じ、事業内容のうち文化的活

動を中心として、原則として週5日以上実施するものとする。

(2) 実施施設は、入浴サービス又は給食サービスを実施する場合においては利用者の健康等について、また、給食サービスを実施する場合においては食品衛生管理について十分配慮するものとする。

(3) 送迎サービスは、バス等を配置して送迎を行うものとする。

## 8 職員等の配置

この事業を行うに当たっては、次の職員を配置するものとする。なお、文化的活動等の実施に当たっては、必要な講師等の確保に努めるものとする。

(1) 基本事業の実施に当たる指導員（うち1名以上は、精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）第12条第2項に規定する生活指導員の資格を有する者とする。）

(2) 入浴サービス、給食サービスを実施する場合は、その実施に必要な職員

(3) 送迎サービスを実施する場合は、その実施に必要な職員

## 9 利用料

この事業の利用料は、入浴サービス、給食サービス等については原材料等の実費を定め、利用者が負担するものとする。

## 10 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、福祉事務所、精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者相談員、精神薄弱者関係団体等と連絡を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。

## 11 構造及び設備

(1) 建物の配置、構造及び設備については、日照、採光、換気等利用者の保護衛生及び防災について十分考慮するものとする。

(2) デイサービスセンターには、次の設備を標準として、それぞれが実施するサービスに必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合にはこの限りではない。

ア 事務室又は指導員室

イ 相談室兼静養室

ウ 日常生活訓練室兼社会適応訓練室

エ 作業室

オ 更衣室

カ 便 所

(3) 任意選択事業の入浴サービス又は給食サービスを実施する場合には、次の設備を別に設けなければならない。

ア 食 堂

イ 厨 房

ウ 浴 室

## 12 事業に対する補助

国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

## ○地域福祉センターの設置運営について

(平成6年6月23日社援地第74号 各都道府県知事・各指定都市市長あて  
厚生省社会・援護局長通知)

地域福祉センターについては平成2年度より整備が進められてきたところであるが、地域住民が参加する各種の福祉活動をさらに推進するため、今般、別紙のとおり「地域福祉センター設置運営要綱」を定め、従来の地域福祉センターを地域福祉センター（A型）とするとともに、地域福祉センターの種別に新たに地域福祉センター（B型）を加えることとしたので、今後における地域福祉センターの整備、運営の指導に当たり、遗漏のないよう努められたい。

なお、本センターにおいて「老人デイサービス運営事業実施要綱」（昭和51年5月21日社老第28号本職通知）又は「身体障害者デイサービス事業運営要綱」（平成2年12月28日社更第255号本職通知）に基づく、老人又は身体障害者に対するデイサービス事業（配食サービス事業を含む。）を実施する場合には、従来どおり国庫補助の対象となるものである。

おって、この通知の実施に伴い、平成2年6月25日社生第79号「地域福祉センターの設置運営について」の本職通知は廃止する。

### （別 紙）地域福祉センター設置運営要綱

#### 第1 総則

##### 1 設置の目的

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービス、社会適応訓練、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成及び活動の場の提供、各種福祉情報の提供等を総合的に行うとともに、住民の参加の下に、地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的とすること。

##### 2 種別

地域福祉センターの種別は、地域福祉センター（A型）、地域福祉センター（B型）とし、その設置される地域、事業内容等を考慮して種別を決定すること。

##### 3 設置運営主体

地域福祉センター（A型）及び地域福祉センター（B型）の設置運営主体は、地方公共団体又は社会福祉法人とすること。

##### 4 利用料

地域福祉センター（A型）及び地域福祉センター（B型）の利用料は、無料又は低額（サービスの実施に伴う原材料費等の実費）とすること。

##### 5 立地条件

利用者の利用上の便宜を図ることが可能、かつ、効果的活用がなされる場所に設置すること。

## 6 建物等

### (1) 建物の規模、設備及び構造

ア 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、その規模は原則として地域福祉センター（A型）においては1120m<sup>2</sup>以上とし、地域福祉センター（B型）においては600m<sup>2</sup>以上とすること。

イ 建物の構造及び設備は、利用者（老人、身体障害者等）の特性を考慮のうえ利用しやすいものとし、保健衛生、防災等について十分配慮したものでなければならぬこと。

## 7 職員

事業を行うために必要な職員を配置することとする。ただし、当該センターの運営に支障が生じない場合は、他の社会福祉施設等の職員との兼務は差し支えないこと。

## 8 留意事項

事業を行うに際しては、利用者の安全、健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理について十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。

## 9 その他

「老人デイサービス運営事業実施要綱」（昭和51年5月21日社老第28号本職通知）又は「身体障害者デイサービス事業運営要綱」（平成2年12月28日社更第255号本職通知）に基づき、老人又は身体障害者に対するデイサービス事業を実施する場合には、それぞれ国庫補助事業の対象とされるので関係部局との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施すること。

## 第2 地域福祉センター（A型）

### 1 事業

おおむね次に掲げる事業を行うものとする。ただし、デイサービス事業、ボランティア団体等が行う食事サービス事業及び研修・相談事業は必須事業とし、他の事業については、地域の特性や個々の利用者のニーズに応じて実施すること。

#### (1) デイサービス事業

ア 老人デイサービス事業は、老人デイサービス運営事業実施要綱に定める五類型のうち老人デイサービス等（B型）を目安として行うこと。

イ 身体障害者デイサービス事業は、身体障害者デイサービス事業運営要綱に定める六類型のうち基本型を目安として行うこと。

#### (2) ボランティア団体等が行う食事サービス事業

週1回以上、ボランティア団体等が中心となって、老人、身体障害者等に対して、日常生活の支援となる配食又は会食サービスを行うこと。

#### (3) 研修・相談事業

##### ア 研修事業

地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業（ホームヘルパー養成研修、家庭介護技術研修、相談員研修、民生委員研修等）を行うこと。

##### イ 相談事業

生活上の心配ごとについて、適切な助言や情報等を与える相談事業（生活相談、

心配ごと相談等）を行うこと。

(4) ボランティア活動支援事業

ボランティア活動に関する相談、登録・あっせん及びボランティア活動の入門講座・養成研修並びにボランティア活動団体等に対する便宜供与（会議室、作業室、機材室、資料室等の場の提供、ボランティア活動を行うために必要な機材、備品の設置等）

(5) その他の事業

ア 幼児・児童健全育成事業

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操豊かな子供を育成すること。

イ 教養娯楽活動事業

老人、身体障害者等に対する健康の維持向上を図るための教養、娯楽活動を行うこと。

ウ 福祉情報の提供

ビデオライブラリー、点字図書、声の図書等による各種福祉情報を提供すること。

エ 福祉機器等の展示

日常介護用品、各種福祉機器、授産製品等を展示すること。

オ その他地域の実情に応じて、地域住民参加の下に行う事業

2 設備

おおむね次の設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を供用すること等により、当該センターの運営上支障が生じない場合はこの限りでないこと。

事務室、作業室、研修室、浴室、食堂、厨房、機能回復訓練室、日常生活訓練室、相談室、資料室、機材室、多機能室（会議室、集会室等）、その他事業の実施に必要な設備

第3 地域福祉センター（B型）

1 事業

おおむね次に掲げる事業を行うこと。ただし、デイサービス事業、ボランティア団体等が行う食事サービス事業及びボランティア活動支援事業は必須事業とし、他の事業については、地域の特性や個々の利用者のニーズに応じて提供すること。

(1) デイサービス事業

ア 老人デイサービス事業は、老人デイサービス運営事業実施要綱に定める五類型のうち老人デイサービスセンター等（D型）を目安として行うこと。

イ 身体障害者デイサービス事業は、身体障害者デイサービス事業運営要綱に定める六類型のうち小規模基本型を目安として行うこと。

(2) ボランティア団体等が行う食事サービス事業

週1回以上、ボランティア団体等が中心となって、老人、身体障害者等に対して、日常生活の支援となる配食又は会食サービスを行うこと。

(3) ボランティア活動支援事業

ボランティア活動に関する相談、登録・あっせん及びボランティア活動の入門講座・養成研修並びにボランティア活動団体等に対する便宜供与（会議室、作業室、機材室、資料室等の場の提供、ボランティア活動を行うために必要な機材、備品の設置等）

(4) その他の事業

ア 幼児・児童健全育成事業

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操豊かな子供を育成すること。

イ 教養娯楽活動事業

老人、身体障害者等に対する健康の維持向上を図るための教養、娯楽活動を行うこと。

ウ その他地域の実情に応じて、地域住民参加の下に行う事業

2 設備

おおむね次の設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該センターの運営上支障が生じない場合はこの限りでないこと。

事務室、作業室、研修室、（浴室）、食堂、厨房、相談室、多目的利用室、資料室、機材室、その他事業の実施に必要な設備